

令和 7 年 10 月 30 日

知多南部消防組合消防本部総務課

職員による交通事故に対する懲戒処分の公表について

1 所属部署

消防署

2 階級

消防士

3 年齢及び性別概要

20 歳代 男性

4 事案の概要

令和 5 年 7 月 12 日に自家用車を運転中、交差点内で右折待ちをしていた対向車両と衝突する人身事故を起こした。なお、本件は示談が成立している。

5 懲戒処分年月日

令和 7 年 10 月 28 日（火）

6 懲戒処分内容

戒告

7 懲戒処分の理由

本件は、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により懲戒処分を行ったものである。

担 当 総務課

電 話 0569-64-0120

F A X 0569-62-2112

メー ル infocnfd@tac-net.ne.jp